



■ 訴訟最終告知!? 架空請求はがき急増中!

事例

「消費者訴訟管理センター」と名乗るところから、「訴訟最終告知」というはがきが届いた。

「貴方の契約不履行により訴えが起こされている。このまま連絡がなければ、給料や財産が差し押さえられる」などと書かれており、「確認のため」「相談に応じる」などとして、連絡先に電話をするように、とされている。また、取り下げ期日も明日になっっている。

どうしたらよいか。相手に連絡した方がよいか。

消費者へのアドバイス

こうした手口は架空請求の典型ですが、昨年の3月頃から、再

問合せ

加須市消費生活センター
(☎内線177)

市では、市民の皆さんを対象とした消費生活相談窓口を開設しています。

とき 毎週月～金曜日
9:00～12:00
13:00～16:00

ところ 本庁舎1階

び全国的に増えており、送付元の名称を変えつつ、市内でも毎日のように相談が寄せられています。

連絡をしたら、弁護士を名乗る者を紹介された、という相談もあります。結局は、裁判の取り下げ費用として、プリペイドカードを購入し、支払うようにと誘導されています。

こうしたはがきが届いても、相手に連絡をしなければ、被害に発展することはありません。無視をして、絶対に連絡はしないでください。

はがきが届いて、不安に思うことがある場合は、加須市消費生活センターや警察にご相談ください。

加須警察署だより

～ 警察官募集中!! ～

平成30年度は460人の採用を予定しており、スマートフォンからの申し込みも可能になりました。

受験資格など採用試験の詳細につきましては、加須警察署までお問い合わせください。

受付期間 3月26日(月)～4月20日(金)

第1次試験日 5月13日(日)

第1次合格発表 6月5日(火)

問合せ 加須警察署警務課
(☎0480・62・0110)



高層者を守る お助けかわらばん

架空請求 「民事訴訟管理センター」からのハガキにご注意

ハガキが届いた
えっ! 急いで連絡しよう
総合消費料金未納通知書
新設番号〇〇〇〇
連絡なき場合、訴訟手続きに移行します。
民事訴訟管理センター相談窓口
03-xxx-xxx

弁護士をかたる人物は
もし! 供託金30万円が必要でプリペイドカードを買って番号を連絡ください

弁護士を紹介するので電話してください
もし! カードを買って連絡すると
解決には供託金150万円必要です
そんな!!

今月の御用心

- ハガキに記載の窓口には連絡をしない。
- 解決をうたう者への依頼は慎重に。
- 請求されても、絶対に支払わない。

困ったときは、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください

消費者ホットライン TEL188
事業者の相談窓口
つながります!

契約、要領書、製品会社やサービスによる事柄等の相談は(市外転送なし160番)にの電話ください。